

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（共同省令）が令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行された。

□ 主な改正内容

(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴う、登録に係る個別審査規定の整備

(2) 登録申請書の添付書類の省略

[添付が不要となる書類]

- ① 付近見取図
- ② 位置図
- ③ 申請者がサービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合は、その旨を証する書類
- ④ 申請者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款
- ⑤ 申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- ⑥ 法第7条第1項第6号及び第7号の基準に適合することを誓約する書面
- ⑦ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- ⑧ 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約する書面

※ 実際の登録申請手続きにおいては、登録窓口となる各自治体により別途添付書類を求められる場合がある。

(3) 登録申請書中の誓約事項欄の新設等、申請書の一部改訂

※関連情報：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/news/572.html>